



こんにちは。山田花子です。

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることが決定しています。

インボイス制度とは、インボイスと呼ばれる書類を使い、消費税率や消費税額を相手方に正確に伝える制度のことです。インボイスは、消費税法上は「適格請求書」と呼ばれ、これまで使用されてきた請求書とは記載内容が変更になります。

1. インボイス制度の意義

◆消費税額を正しく把握する

令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられると同時に、8%の軽減税率が導入され、購入した商品の消費税率が10%なのか8%なのかを正確に把握しなければならなくなりましたが、これまでの請求書やレシートではわかりにくい場合があり、消費税の経理処理が煩雑になっていました。そこで、より正確に消費税率や消費税額を伝えられる制度として導入されるのが、インボイス制度です。

◆消費税に関する不正を防ぐ

消費税の税率が複数となり、不正を行う事業者が現われる可能性も考えられます。しかし、インボイス制度の下であれば、相手方にインボイスを交付しなければならないため、不正を防ぐことができます。さらに、消費税率や消費税額が明確になるため、受け取った事業者は消費税の計算をする際のミスを減らすことができます。

2. インボイス制度導入の狙い

◆仕入税額控除

消費税の計算方法の原則的な考え方ですが、消費者が商品を購入し、あるいはサービスの提供を受ける際に支払った消費税は、事業者が消費者から預かっています。ただ、消費者に商品を販売した事業者も、その商品を仕入れる際には別の事業者から消費税を支払っています。そのため、預かった消費税から支払った消費税を差し引いて、差額の消費税を税務署に納付することとされています。たとえば小売店Aが、卸売業者Bから税抜1,000円で仕入れた商品を、税抜2,000円で消費者に販売しているとします。消費税率10%が適用される商品である場合、仕入時に支払った消費税額は100円、販売時に預かった消費税額は200円となります。そのため、預かった消費税200円－支払った消費税100円＝差額100円の消費税を税務署に納付するのです。この時、預かった消費税から差し引かれる支払った消費税額のことを、仕入税額控除といいます。

◆仕入税額控除の計算方法は複雑

事業者にとって、預かった消費税額を集計することは、食品など一部の軽減税率対象商品を取り扱う事業者でなければ、売上高を集計することで計算することができます。

一方、仕入税額控除の金額を計算することは、事業者が支払う費用には、消費税がかかるものとかからないものがあり、また、消費税のかかるものの中には、8%の軽減税率で計算されるものと、10%の税率で計算されるものがあるため複雑です。1年間に支払ったすべての消費税をこの区分ごとに集計して、仕入税額控除の金額を計算しなければなりません。領収書や請求書に記載された情報だけで、消費税が非課税なのか、あるいは消費税率は8%か10%かを判断しなければなりません。すべての情報を間違いなく集計するのは、とても手間のかかる大変な作業です。

そこで、インボイス制度が導入されることになったのです。インボイス制度が始まり導入される適格請求書には、消費税率と消費税額が明記されますので、事業者は1年間に支払った消費税額を税率ごとに集計し、その消費税額を仕入税額控除の額とします。

3. 免税事業者(売上 1,000 万未満の事業者)からの仕入れは？

インボイス制度が始まると、仕入税額控除の対象となる金額は、すべて適格請求書に記載されていることとなりますが、消費税を納税していない免税事業者から仕入れた場合は、仕入税額控除ができるのでしょうか？

◆免税事業者に対する支払いは仕入税額控除できない

インボイス制度が始まる前は、免税事業者からの仕入れであっても、その支払いの内容に応じて仕入税額控除の計算をすることができます。

しかし、インボイス制度が始まると、免税事業者から仕入れを行っても、免税事業者から適格請求書を受け取ることはできません。それは、免税事業者は消費税を納税していないため、適格請求書を発行できる適格請求書の発行事業者となることができないためです。そのため、免税事業者に支払った消費税額については、納税する消費税額を計算する際、仕入税額控除を行うことはできないのです。

◆免税事業者とインボイス制度

免税事業者となる事業者は、2 年前(基準期間といいます)の課税売上高が 1,000 万円未満の事業者です。インボイス制度が始まると、免税事業者から仕入れを行い、あるいは費用を支払っても消費税の仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者のままでは適格請求書を発行することはできませんが、消費税を納税しなくてもすむのであれば、その事業者自身が困ることはないのかもしれませんが、しかしながら、取引先からの要請によって適格請求書を発行する必要に迫られる可能性はあります。取引先が仕入税額控除を適用するため、適格請求書を発行してほしいと要請することが考えられるためです。そこで、基準期間の課税売上高が 1,000 万円未満でも、課税事業者となることを選択することができます。税務署に「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となることで適格請求書を発行できるようになります。この場合、取引の相手方もこの事業者に対して支払った消費税額を、仕入税額控除の金額に含めることができるのです。

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書

〇〇株式会社
株式会社 (T1234...)

●年■月分	請求金額	43,600円
■月1日	割りばし	550円
■月3日	牛 肉 ※	5,400円
	合 計	43,600円
10%対象	22,000円	内税 2,000円
8%対象	21,600円	内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**

(ポイント)

- ・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ(受領者による“追記”は不可)
- ・ **免税事業者は発行不可**(発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要)
- ・ 登録した事業者は、買い手の求めに応じて**インボイス交付義務・写しの保存義務が発生**

(財務省資料)

【日本税理士会連合会 HP より抜粋転載】

* 次回は、インボイス制度が始まるにあたっての必要な準備についてみてみたいと思います。